福島労働局発表 平成20年5月30日

福島労働局総務部企画室 担 企 画 室 長 伏見 俊一 企 画 室 長 補 佐 伊藤 克義 労働紛争調整官 伊藤 達夫

話 024-536-4600 (直通)

当

《平成19年度個別労働紛争解決制度施行状況》 個別労働紛争解決制度の利用が引き続き拡大

総合労働相談件数

10.340 件

・民事上の個別労働紛争相談件数 3,308 件

· 助言 · 指導申出受付件数

100件を超える

《概要》

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ~平成19年度~

1. 総合労働相談件数 : 10, 340件(14.3%增*)

2. 民事上の個別労働紛争相談件数 : 3,308件(6.0%増*)

: 112件(27.3%增*) 3. 助言•指導申出受付件数

4. あっせん申請受理件数 88件(19.3%減*)

【* 増加率は、平成18年度実績と比較したもの。】

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月の施行から今年で7年を迎えるが、企業組 織の再編や人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化等を反映し、福島労働局に設置 した県内5ヶ所(労働局企画室、福島、郡山、いわき及び会津の各労働基準監督署内) の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談の件数は1万件を超え、民事上の 個別労働紛争に係る相談件数も3、308件となり、制度発足以降依然として増加を 続けている。

また、助言・指導申出受付件数は112件で制度施行から初めて100件を超え、 あっせん申請受理件数は 88件と昨年度実績109件を下回ったものの、引き続き、 制度の利用が進んでいる。

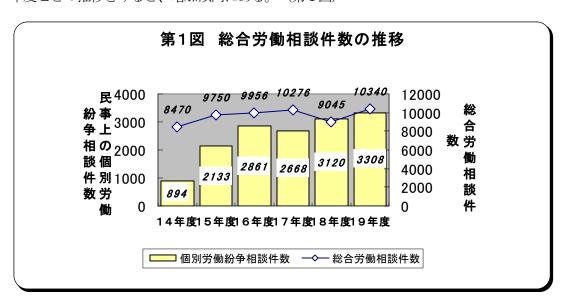
『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(別添4、5)』に基づく、個別労働 紛争解決制度の平成19年度の施行状況は以下のとおりである(福島労働局の運用状況は 別添1、全国の運用状況は別添2、都道府県労働局別運用状況は別添3)。

1. 相談受付状況

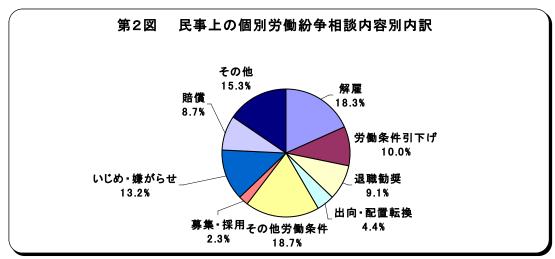
福島労働局では、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを県内5ヶ所(労働局企画室、福島、郡山、いわき及び会津の各労働基準監督署内)に設置しているところであるが、平成19年度1年間に寄せられた相談は10,340件であった。

このうち、労働関係法令上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,308件であった。

年度ごとの推移をみると、増加傾向にある。 (第1図)



民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く733件、18.3%、いじめ・嫌がらせに関するものが529件、13.2%、労働条件の引下げが402件、10.0%と続いている。(第2図)



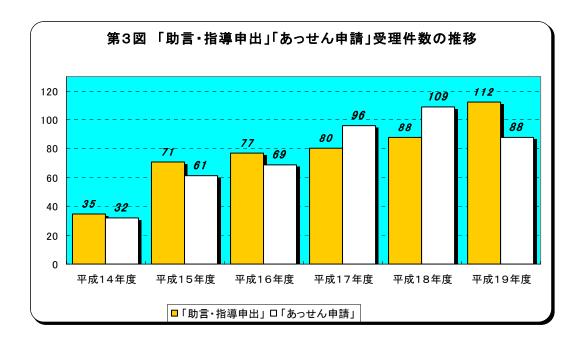
また、民事上の個別労働紛争に係る相談者は、労働者が73.0%と大半を占めており、事業主からの相談は11.0%であった。

労働者の就労状況は、正社員が25.1%と最も多いが、パート・アルバイトが10.2%、派遣労働者・期間契約社員も9.3%を占めている。

2. 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

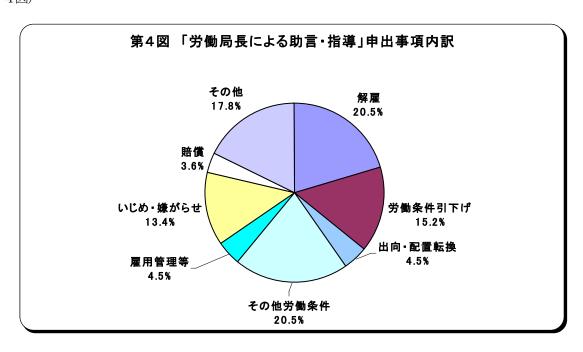
平成19年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は112件で、平成18年度比で27.3%の増加となっている。

あっせん申請受理件数は88件で、対前年度比19.3%の減少となっている。(第3図)



3. 都道府県労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するものが23件、20.5%と最も多く、次いで、労働条件の 引下げに関するものが17件、15.2%、いじめ・嫌がらせに関するものが15件、13.4%と続いている。(第 4図)



申出を受け付けた事案の処理状況は、助言・指導を実施したものは110件で、申出が取り下げられたものは2件となっている。

処理に要した期間は、全て1ヶ月以内で終了している。

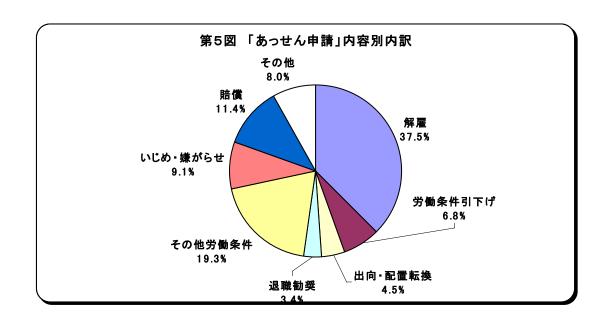
申出人は、労働者が90.1%と大半を占めるが、事業主からの申出も9.9%あった。

労働者の就労状況は、正社員が33.6%と最も多いが、パート・アルバイトが25.4%、派遣労働者・期間契約社員も13.6%を占めている。

労働組合のない事業所の労働者が64.3%である。

4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが33件、37.5%と最も多く、次いで、賠償10件、11.4%、いじめ・嫌がらせが8件、9.1%、労働条件の引下げに関するものが6件6.8%と続いている。(第5図)



申請を受理した事案の処理状況は、平成19年度1年間に手続きを終了したものは78件である。 このうち、合意が成立したものは28件で35.9%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは 10件で12.8%、紛争当時者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんを打ち切った ものは40件で51.3%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が75.6%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が21.8%となっている。 申請人は、労働者が82件で93.2%と大半を占めるが、事業主からの申請も6件あった。

労働者の就労状況は、正社員が53.7%と最も多く、パート・アルバイトが18.3%、派遣労働者・ 期間契約社員が12.2%となっている。

労働組合のない事業所の労働者が64.8%である。

【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 福島労働局

(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

			(平成	19年4月	1日~平成20年	3月31日)			
1.	. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 10,340件								
	相談者の種類								
	労働者 5,896件	事業主 1,	994件 その他 2,4	150件					
2.	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 3,308件								
	①相談者の種類								
	労働者 2,418件	事業主 3	63件 その他 527	件					
	②労働者の就労状況								
	正社員	830件	パート・アルバイト	336件	派遣労働者	171 件			
	期間契約社員	135 件	その他・不明	1,836件					
	③紛争の内容 (※内訳	が複数にま	たがる事案もあるため	り、合計がく	1,015件となる。)				
	普通解雇	516件	整理解雇	132件	懲戒解雇	85 件			
	労働条件の引下げ	402件	退職獎	364 件	出向・配置転換	176件			
			育児・介護休業等			91 件			
	雇用管理等	23 件	いじめ・嫌がらせ	529 件	その他	928 件			
3.	福島労働局長による	助言・指	導の件数						
(1)	助言・指導の申出の受	付を行った	:件数 112件						
	①労働者の就労状況								
	正社員	37件	パート・アルバイト	28 件	派遣労働者	4件			
	期間契約社員	11 件	その他・不明	32件					
	②紛争の内容								
	普通解雇	20件	整理解雇	2件	懲戒解雇	1件			
	労働条件の引下げ	17件	退職獎	3件	出向・配置転換	5件			
			育児·介護休業等			1件			
	雇用管理等	5件	いじめ・嫌がらせ	15件	その他	23件			
(2)	助言・指導の手続を終	了した件数	112件						
	終了の区分								
	助言・指導を実施								
	取下げ 2件								
	紛争調整委員会によ								
(1)	あっせんの申請の受理	を行った件	数 88件						
	①労働者の就労状況								
	正社員		パート・アルバイト		派遣労働者	5件			
	期間契約社員	5件	その他・不明	19件					
	②紛争の内容								
	普通解雇	23件	整理解雇	7件	懲戒解雇	3件			
	労働条件の引下げ		退職娛	3件	出向・配置転換	4件			
		17件		0件	7.014	4.4.151			
(0)	雇用管理等		いじめ・嫌がらせ	8件	その他	14 件			
(2)	あっせんの手続を終了	し7:1午致	78 件						
	終了の区分 当事者間の合意の成立 28 件 申請の取下げ 10 件								
	当事者間の合意のは	•		10件					
	打切り	40	1+						

個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 全国集計

(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

	(平成 19 年 4 月 1 日~平成 20 年						
1.	総合労働相談コーナーに寄せられた相談	997, 237	件				
	相談者の種類						
	労働者 594,365件 事業主 300,954	件 その他	101,918件				
2.	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数	197, 904	件				
	①相談者の種類						
	労働者 159,850件 事業主 23,104	件 その他	14, 950 件				
	②労働者の就労状況						
	正社員 94,993件 パート・アノ	いバト 34,096件	派遣労働者	13, 615件			
	期間契約社員 13,715件 その他	41, 485件					
	③紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案も						
	普通解雇 39,490件 整理解雇						
	労働条件の引下げ28,235件 退職を設						
	その他の労働条件 48,605 件 育児・介護						
	雇用管理等 3,888件 いじめ・嫌		その他	35, 010件			
3.	都道府県労働局長による助言・指導の件	数					
(1)	助言・指導の申出の受付を行った件数 6,0	652件					
	①労働者の就労状況						
	正社員 3,449件 パート・アノ		派遣労働者	594件			
	期間契約社員 693件 その他						
	②紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案も						
		209件					
	労働条件の引下げ 809 件 退職が遅						
	その他の労働条件 1,484件 育児・介護						
(0)	雇用管理等 107件 いじめ・嫌		その他	1, 108件			
(2)	助言・指導の手続を終了した件数 6,5	92件					
	終了の区分	O 14					
	助言を実施 6,409件 指導を実施		h 20 /#				
	取下げ 100件 打切り	45 14 60/1	也 30 件				
	紛争調整委員会によるあっせんの件数	1.40.14					
(1)		146件					
	①労働者の就労状況	いごとし 1 210 <i>1</i> 4	: 6. 12. 14. 14.	E20 /#			
	正社員 4,109 件 パート・アノ 期間契約社員 828 件 その他	ルイト 1,3161 1 359件	加退力側伯	532件			
	②紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案も		7 111 14 レナころ)				
	普通解雇 2,191件 整理解雇		/,411 针となる。 <i>)</i> 懲戒解雇	128 件			
	労働条件の引下げ 641件 退職が授			238件			
	その他の労働条件 1,324件 育児・介護			200 17			
	雇用管理等 84件 いじめ・嫌		その他	640 件			
(2)		, 034件		2 19 11			
	終了の区分						
	当事者間の合意の成立 2,700件 申請の取下げ 522件						
	打切り 3,777件 -	その他 35 ·	件				

個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

	(平成19年4月1日~平成203				
労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導制度 申出受付件数	紛争調整委員会の あっせん制度 申請受理件数	
1 北海道	35,633	6,706	276	318	
2 青 森	9,495	2,510	106	74	
3 岩 手		1,875	71	72	
4 宮 城	21,433	4,245	124	94	
5 秋 田	7,538	1,971	45	47	
6 山 形		1,584	43	71	
7 福 島	10,340	3,308	112	88	
8 茨 城	23,525	4,224	161	168	
9 栃 木	10,644	1,956	113	144	
10 群 馬	15,009	4,414	154	83	
11 埼 玉	54,280	10,589	164	112	
12 千 葉		4,860	231	197	
13 東 京	132,463	19,974	560	1,430	
14 神 奈 川	53,369	12,974	168	202	
15 新 潟	13,597	2,484	82	99	
16 富 山	10,098	1,854	92	101	
17 石 川	6,422	1,431	110	67	
18 福 井		1,778	93	73	
19 山 梨	7,210	1,607	48	50	
20 長 野	15,587	2,623	180	203	
21 岐 阜	14,993	3,712	113	103	
22 静 岡	34,942	3,982	313	175	
23 愛 知	74,019	9,297	338	305	
24 三 重	14,647	3,427	115	106	
25 滋 賀	8,684	1,592	97	102	
26 京 都	26,011	6,912	159	174	
27 大 阪	93,483	15,907	327	447	
28 兵 庫	48,733	8,733	279	223	
29 奈 良		1,920	23	165	
30 和 歌 山		2,088	71	84	
31 鳥 取		1,387	35	63	
32 島 根	6,103	1,774	22	67	
33 岡 山	14,336	2,495	87	140	
33 岡 山34 広 島	32,374	7,488	166	141	
35 山 口	5,718	1,487	247	65	
35 山 口 36 徳 島	4,488	1,452	42	31	
37 香 川		1,223	70	40	
38 愛 媛	9,017	1,858	90	75	
37 香 川 38 愛 媛 39 高 知	4,160	1,177	102	83	
40 福 岡	43,338	9,014	197	261	
40 福岡41 佐賀	6,442	2,080	86	85	
42 長 崎	7,473	1,656	61	64	
43 熊 本		4,555	197	110	
44 大 分	6,010	1,500	70	64	
44 大 分 45 宮 崎	10,467	1,579	57	115	
46 鹿 児 島	9,563	3,974	204	77	
47 沖 縄	7,834	2,668	151	88	
計	997,237	197,904	6,652	7,146	
L					

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」という。)が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなけれ ばならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者 又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき 援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとす る。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

- イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの 申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整 委員会にあっせんを行わせるものとする。
- ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。
- ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件 が解決されるように努めなければならないものとする。
- 二 あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、 これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報 提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共 団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決システム

